

品目団体輸出力強化緊急支援事業
(認定品目団体等が行う業界全体の輸出力強化への支援)
実施規程

制定 令和8年1月28日
株式会社ぐるなび

第1 目的

株式会社ぐるなびは、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の1の品目団体等輸出力強化緊急対策事業のうち2の認定品目団体等が行う業界全体の輸出力強化への支援（以下「本事業」という。）の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、交付等要綱、品目団体等輸出力強化緊急対策事業実施要領（令和6年12月19日付け6輸国第3214号農林水産省輸出・国際局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、本規程により、事業実施主体への補助金の交付等の事務を適正に実施するものとする。

第2 認定品目団体の定義

本規程においては、認定品目団体とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）第43条第2項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体をいう。

第3 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次のいずれかに該当する者とする。

（1）認定品目団体

（2）認定品目団体として認定を受けることを目指し、次に掲げる要件を全て満たす団体

ア 認定申請予定の品目について、輸出促進法第43条第2項に規定する業務（以下「輸出促進業務」という。）を行う団体であることが、輸出促進業務に関する規程等により確認できること

イ 法人であること又は法人格を取得する予定であること

ウ 認定申請予定の品目について、業界の輸出関係者全体を代表してオールジャパンとしての取組を実施できる体制を有していること（構成員の輸出額又は輸出量が、認定申請予定の品目の輸出額又は輸出量の相当程度を占めている等）

エ 認定申請予定の品目の輸出に関して、生産から販売に至る一連の行程における事業者が構成員に含まれている、又は、一連の行程のうち一部の行程における事業者が構成員に含まれていない場合には、当該行程における事業者

の意見を聴く体制としている等、生産から販売に至る幅広い関係者との緊密な連携が確保された体制となっていること

オ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月策定、令和7年5月農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議最終改訂。以下「実行戦略」という。）の内容を踏まえた認定申請予定の品目の輸出の拡大に向けた中期的な計画を有していること又は本事業の実施期間内に策定する予定があること

カ 輸出促進業務を実施するために必要な自己財源の確保に向けた方針を有していること又は本事業の実施期間内に策定する予定があること

キ 輸出促進業務の対象が、特定の地域で生産、製造、加工された農林水産物又は食品に限定されていないこと

ク 団体への加入に当たり、合理的な理由なく加入を拒否する等、不当な差別的取扱いをする加入要件を設けていないこと

（3）認定品目団体の設立に向けた計画・方針が明確であって、農林水産省輸出・国際局長が特に必要と認める団体（以下「特認品目団体」という。）

2 事業実施主体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）主たる事務所の定めがあること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

（4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。新規に設立された団体においては、総会等において承認する組織運営体制となっていること。

（5）法人等（法人及び団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 特認品目団体は、事業実施計画を提出する際、実施要領第3の2（3）に基づき農林水産省輸出・国際局長の承認を得ること。

第4 事業の内容等

本事業は、第3の1（1）から（3）までのいずれかに該当する者（以下「認定品目団体等」という。）が戦略的に取り組む、オールジャパンでの業界共通課題の解決や販路拡大等を支援し、業界全体の輸出力を強化することで、日本産農林水産物・食品の輸出を拡大することを目的とする。

このため、認定品目団体等が、業界を取りまとめ、次の1から6までの中から選択して行う取組について、その要する経費（以下に「補助対象経費」としているものに限る。）を補助するものとする。

その際、認定品目団体等の自己財源確保を推進するため予算の範囲内で枠を設けて、一定水準以上自己負担を導入して実施する取組を優先的に支援することができるものとし、詳細は公募ごとに公募要領において定める。

なお、認定品目団体等は、本事業の実施に当たって、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）又は日本食品海外プロモーションセンター（以下「JFOODO」という。）と相互に緊密な連携を図りながら、取組の重複を避けるとともに、相乗効果を発揮できるよう取り組むものとする。

また、認定品目団体等は、本事業の実施に当たって、事業対象国・地域に輸出支援プラットフォーム（在外公館、ジェトロ海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とし、輸出先国・地域において輸出事業者等を支援する枠組をいう。以下同じ。）が設置されている場合、当該輸出支援プラットフォームと連携するものとする。具体的には、事業実施計画を輸出支援プラットフォームの構成員に共有するものとし、また、場合に応じ、認定品目団体等が事業実施に係る打合せを行う際に、輸出支援プラットフォームの参加を求めるものとする。なお、認定品目団体等の事業の円滑な実施等に支障が生じる場合はこの限りではない。

- 1 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出国・地域の開拓に向けた市場調査及び課題解決に向けた実証等
認定品目団体等が輸出拡大に向け重点的に取り組む国・地域や新たな輸出拡大が見込まれる輸出先国・地域の市場動向や規制等に関する調査、検討会・研修会の開催、輸送・通関等の実証等及び輸出拡大に向けた業界共通課題の解決に必要な調査、実証等
- 2 輸出促進のための規格策定や事業者の水平連携に向けた体制整備等
 - (1) 業界統一規格の策定や国内事業者の水平連携に向けた体制整備等
業界統一規格やマニュアル等の策定に向けた検討会等の開催、調査、実証、普及に向けた研修会の実施、専門家による指導や産地間連携に向けた検討会等の開催、情報収集、データベースの構築等
 - (2) 業界統一規格等の現場導入に向けた認証取得等支援
認定品目団体等が策定した業界統一規格やマニュアル等を団体構成員が遵守するために取得する認証等（ハラール認証、ISO22000、レインフォレスト・アライアンス認証等）に係る費用（認証費用、専門家への相談、維持に必要な確認等に係る費用等）の支援
- 3 海外におけるジャパンブランドの確立・販路開拓活動
海外における日本産農林水産物・食品の認知度やブランド力の向上に向けたオールジャパンのロゴ等の作成、商標等取得、偽装防止対策や、輸出ターゲット国・地域等を対象とした専門家等の配置、販売・宣伝実証、プロモーション、見本市等への出展、展示会の企画・実施、バイヤー招へい、商談会・セミナーの開催等
- 4 任意のチェックオフ制度の導入に向けた体制整備・運用
任意のチェックオフ制度の導入に当たって必要な調査、検討会の開催、任意のチェックオフ制度の運用（資金の徴収、管理等）等
- 5 品目団体の機能強化のための専門家・コンサルタント等による支援
認定品目団体等が行う人材確保のための専門家への相談、輸出產品を有する生産者や輸出に取り組む事業者等に対し、輸出に係る手続や商談等の輸出促進セミナー等の開催

6 ジェトロ・JFOODOと連携した商流の開拓支援

認定品目団体等がジェトロ又はJFOODOと連携して行う 1 から 5 までの取組

(補助対象経費)

本事業を実施するために必要な人件費、謝金、賃金、旅費、賃借料及び使用料、広告宣伝費、輸送費、役務費、印刷製本費、消耗品費、機器・備品費、借上げ費、委託費並びに団体構成員が認証等を取得するために必要な経費を補助する経費等であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。

なお、各経費の内容等については、別表に掲げるとおりとし、調達に当たっては別添「補助事業における利益等排除の考え方」に従うものとする。

第5 補助金額及び補助率

本事業の補助率は、第4の2（2）の事業は1／2以内、その他の事業は定額とする。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

(申請できない経費)

- 1 建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費
- 2 補助金の交付決定前に発生した経費（第9の1（5）により事業の交付決定前に着手した場合を除く。）
- 3 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- 4 本事業に関係する者以外の者（プレス関係者は除く。）を対象とする資料作成等に係る経費
- 5 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合に要する経費（農林水産物・食品を除く。）
- 6 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 農林水産物等の購入に要する経費（プロモーションのためのサンプル購入及び料理デモンストレーションやセミナー等の本事業に必要不可欠な取組等に係る食材や木材の購入に要する経費を除く。）
- 8 事業実施主体以外の人事費及び旅費（事業実施主体の構成員等の旅費、料理デモンストレーションや研修講師を依頼する場合又はバイヤー招へいする場合の旅費、本事業のために契約した専門家の旅費、調査・実証等に係る委託の場合等を除く。）
- 9 日本産農林水産物・食品のPR等を目的としない飲食費及び粗品やノベルティグッズ等の経費
- 10 本事業の対象として明確に区分することが難しい経費（電話通話料、Wi-Fi利用料等）

- 11 事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの（パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費
- 12 事業実施主体が実施する他の事業と区分できない経費
- 13 本事業と関係ない事業者との面談又は単なる見学（観察）に要する経費（事業実施主体における人件費、宿泊費等を含む。）
- 14 国内外の移動に係るタクシー経費（公共交通機関の状況等に照らし、やむを得ない場合を除く。）
- 15 事業の実施において、海外バイヤー等に売り込む食材等を活用している場合であっても、供宴を目的とするものとみられる飲食等の経費
- 16 査証若しくはパスポートの取得又は個人の傷害保険等任意保険の加入に要する経費（事業実施主体の職員が事業実施に必要となる査証等の取得は除く。）
- 17 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 18 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- 19 実施要領の第4の3の事業を実施する事業者が行う当該事業に要する経費
- 20 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年度とする。

第7 事業の公募

- 1 株式会社ぐるなびは、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、事業実施主体を公募により採択するものとする。

公募選考会は、事業実施主体から提出された課題提案書等が適切であるか等について審査を行うものとする。なお、株式会社ぐるなびは、事業実施主体を公募するごとに、公募選考会を開催するものとする。

- 2 事業実施主体の採択に当たっては、以下の（1）から（3）までの要件を必須とし、（4）から（8）までに該当する場合、加点するものとする。

【必須項目（要件）】

- (1) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (2) 事業費のうち事業実施主体の自己負担分については、適正な資金調達が可能であること。
- (3) 事業実施計画において、成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれること。

【任意の加点項目】

- (4) 取組ごとに商談成約金額等輸出増につながる具体的な成果目標が設定されて

いること。

- (5) 事業内容及び成果目標が、実行戦略と整合のとれたものとなっていること。
- (6) 第4の6の取組を行うこと。
- (7) 令和7年の米国の関税措置等の輸出先国・地域での通商環境の変化により影響を受け、又は受けるおそれの高い事業者の販路確保支援など、通商環境の変化に迅速に対応するものであること。
- (8) 自己負担を導入して取組を行うこと。なお、加点に当たっては自己負担の割合を考慮するものとする。

第8 事業の成果目標

事業の成果目標は、事業実施主体が本事業で輸出促進に取り組む品目について、財務省貿易統計に基づく数値や構成員からの聞き取り等に基づく数値等によって、令和12年の輸出額、輸出量、輸出額増加割合又は輸出量増加割合のいずれかにより定めることを基本とするが、実施する第4の1から6までの取組ごとに目標を定めることもできるものとする。取組ごとの目標を設定する場合の目標年度は原則として事業実施年度とし、第7の(4)のとおり採択に当たって加点する。

第9 事業実施手続

1 補助金交付の申請

- (1) 事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、別記様式1により交付申請書を作成し、別記様式2により作成した事業実施計画を添付して、株式会社ぐるなびに提出するものとする。その際、事業実施主体は、事業実施計画の別添2「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした当該チェックシートを添付しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において、当該補助金による仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。
- (3) 株式会社ぐるなびは、(1)の交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めた場合には速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。
- (4) 株式会社ぐるなびは、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。
- (5) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で必要な場合であって、補助金の交付決定前に本事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、株式会社ぐるなびの適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式3により作成し、株式会社ぐるなびに提出するものとする。

(6) (5) のただし書により交付決定の前に本事業に着手する場合には、事業実施主体は、本事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、補助金の交付決定までの間に生ずるあらゆる損失について、自らの責めに帰することを了知の上で行うものとする。

株式会社ぐるなびは、(5) のただし書による本事業の着手については、事業実施主体に対し、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、当該着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようとするものとする。

(7) 事業実施主体が交付申請を取り下げようとするときは、提出した日から15日以内にその旨を記載した別記様式4を株式会社ぐるなびに提出しなければならない。

2 事業の委託

(1) 事業実施主体は、他の者に本事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等）を除く一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の7の「積算内訳」の「事業の委託」及び「備考」欄に記載するものとする。なお、本事業の主たる部分は委託できない。

ア 委託先が決定している場合は委託先

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 事業実施主体は、(1)イの委託に要する経費については、原則として、公募又は相見積もりを取り、その中で最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠とするものとする。公募、相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合には、その選定理由を明らかにした理由書を提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託内容を具体的に明記するとともに、原則として、当該委託契約に伴う全ての権利を事業実施主体に帰属させるものとする。

その上で、委託した業務が終了したかどうかを委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

3 契約等

(1) 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 事業実施主体が前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式5により指名停止等に関する申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

4 事業実施計画の重要な変更

事業実施主体が以下の(1)から(3)までに掲げる事業実施計画の重要な変

更を行う場合は、別記様式6により事業計画変更承認申請書を株式会社ぐるなびに提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 交付等要綱別表1の本事業の重要な変更の欄に掲げる変更
- (3) 2により委託する事業の新設又は内容の変更

5 事業の中止又は廃止

事業実施主体が事業の中止又は廃止を行う場合には、別記様式6により事業中止（廃止）承認申請書を株式会社ぐるなびに提出し、その承認を得るものとする。

6 事業遅延の届出

- (1) 事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を株式会社ぐるなびに提出し、その指示を受けなければならない。
- (2) 前項の場合のうち、歳出予算の翌年度への繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越し承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができるが、株式会社ぐるなびに提出し、農林水産省輸出・国際局長の承認を得るものとする。

7 補助金の支払方法

補助金は原則として精算払とする。ただし、事業実施主体からの請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。

事業実施主体が補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式7により概算払請求書を株式会社ぐるなびに提出しなければならない。

8 補助金遂行状況の報告

事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式8により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに株式会社ぐるなびに提出するものとする。ただし、同時に7のただし書に基づく概算払を受けようとする場合には、別記様式7による概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

9 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体が事業を完了したとき（廃止の承認があったときを含む。）は、その日から1ヶ月を経過した日又は令和9年3月19日までのいずれか早い日までに別記様式9により実績報告書を作成し、事業実施計画に準じて、具体的な実施内容（実施時期、回数、参加事業者など）がわかるように作成した事業実施状況報告書及び事業の一環として作成した報告書を添付の上、株式会社ぐるなびに提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、別記様式9による実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (3) 事業実施主体は、別記様式9による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式10により消費税仕入控除税額報告書を作成しその金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに株式会社ぐるなびに報告するとともに、株式会社ぐるなびの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (4) 6に該当する事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月15日までに別記様式11により年度終了実績報告書を株式会社ぐるなびに提出しなければならない。

10 補助金の額の確定等

- (1) 株式会社ぐるなびは、別記様式9による実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- (2) 株式会社ぐるなびは、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (3) (2) の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

11 成果の報告等

- (1) 事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から目標年度まで、毎年度、事業の成果について、別記様式12により、事業成果報告書を作成し、毎会計年度終了後5ヶ月以内に株式会社ぐるなびに報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ株式会社ぐるなびに、報告の予定時期と期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

目標年度については、事業成果報告書の中で、設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されない場合は、株式会社ぐるなびは、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

- (2) 事業実施主体は、本事業により得られた成果については、原則として広く普及・啓発に努めるものとする。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については農林水産省に提出するものとする。

第10 額の再確定

- 1 事業実施主体は、第9の10(1)による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、株式会社ぐるな

びに対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第9の9（1）に準じて提出するものとする。

- 2 株式会社ぐるなびは、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第9の10（1）に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第9の10（2）及び（3）の規定は、前項の場合に準用する。

第11 交付決定の取消等

- 1 株式会社ぐるなびは、事業実施主体より第9の5による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9の1（3）による交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。
 - (1) 事業実施主体が、交付等要綱、実施要領又は本規程に基づく株式会社ぐるなびの処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 事業実施主体が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 株式会社ぐるなびは、前項の規定による取消しをした場合において、事業実施主体に既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 株式会社ぐるなびは、取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2による補助金の返還及び3による加算金の納付については、第9の10（3）の規定を準用する。

第12 収益納付

- 1 事業実施主体が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、別記様式13により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、当該報告に係る年度の翌年度の5月末までに株式会社ぐるなびに報告するものとする。

ただし、株式会社ぐるなびは特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 株式会社ぐるなびは、1による報告に基づき、事業実施主体が本事業の実施により直接かつ相当の収益を得たと認めた場合には、本事業の交付の目的に反しない場合に限り、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、株式会社ぐるなびは、特に必要と

認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

- 4 株式会社ぐるなびは、事業実施主体から相当の収益があった場合には、農林水産省輸出・国際局長へ報告後、国庫に納付するものとする。

第13 補助金の経理

- 1 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式14により財産管理台帳を作成し、その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

第14 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の1から4までの条件を遵守するものとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく株式会社ぐるなびを通じ農林水産省輸出・国際局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一

部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に株式会社ぐるなびを通じ農林水産省輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

第15 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を株式会社ぐるなびを通じて国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を株式会社ぐるなびを通じて国庫に納付するものとする。

第16 財産の管理等及び財産処分の制限

- 1 事業実施主体は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大額が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ株式会社ぐるなびの承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を株式会社ぐるなびを通じ、国に納付することを条件とすることがある。

第17 報告又は指導

株式会社ぐるなびは、本事業が事業実施計画に沿って適正かつ効果的に推進されるよう、事業実施主体に対し、必要に応じて、本事業に関する報告を求め、指導・助言を行うものとする。

第18 不正行為等に対する措置

株式会社ぐるなびは、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

第19 個人情報保護等に係る取り扱い

- 1 事業実施者は、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を探する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 事業実施者は、本事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。事業実施者体又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も事業実施者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は本事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

第20 その他

事業の目的を達成するために、本規程に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は事業の内容を変更する必要が生じたときは、農林水産省輸出・国際局長及び株式会社ぐるなびと事業実施主体が協議を行い、解決すること。

附 則

この規程は、令和8年1月28日から施行する。

別表

補助対象経費	経費の内容等
人件費	<p>本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とします。</p> <p>人件費の算定に当たっては、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に従っていただきます。また、申請時に積算根拠となる資料を添付して下さい。</p> <p>なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことはできません。</p>
謝金	<p>本事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費とします。</p> <p>単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとします。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料を提出するものとします。</p> <p>なお、事業実施主体の職員に対しては謝金を支払うことはできません。</p>
賃金	<p>本事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とします。</p> <p>単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となります（この設定する賃金単価によって、事業費を算出することとなります。）。</p> <p>なお、事業実施主体等の賃金支給規則による場合であっても、第5において申請できない経費とされている、本業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費については除外して申請する必要があります。</p> <p>契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備して下さい。また、源泉徴収（事業実施主体において預かり金処理又は税務署に納付等）の状況を明らかにした書類を整備してください。</p>
旅費	本事業に必要な旅費で交通費、宿泊に要する費用（宿泊施設の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、イン

	<p>ターネット等) の利用に関する経費は除く。) 、諸雑費とします。また、事業実施に必要な専門知識を有する者・海外バイヤー等の招へいに係る国内外の移動に要する経費、滞在費等を含みます。</p> <p>単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用する等、経費の節減に努め、市場価格や複数の旅行会社等を比較検討した上で、最も安価なチケットの購入に努めてください。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価等の設定根拠となる資料を提出していただきます。</p> <p>出張に当たっての支度金、往復路におけるこの事業と関係のない国・地域への立ち寄り、滞在(合理的な旅程によるトランジットを除く。)に要する費用は補助対象から除きます。</p> <p>なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書(出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの)、領収書、搭乗証明書又は搭乗券を提出していただきます。</p>
賃借料及び使用料	本事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とします(事業実施主体が所有するものを使用する場合を除きます。)。見本市等の小間借り上げ料(出展経費、撤去費用等も含む。)、冷蔵庫等の備品や自動車等の貸借料の支払いに要する経費も含みます。
広告宣伝費	本事業を実施するため必要な試食会等の会場装飾費、PRのための広報媒体への広告等を行うために必要な経費とします。 業界誌等への掲載費、車両・車内広告、パンフレット、DVDの作成等を行うための経費を含みます。
輸送費	海外の展示会や輸送実証等で使用する原材料、販売促進用具、資料等の輸送に必要な経費とします。
役務費	本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果として成り立たない翻訳、通訳、商標調査・出願、訴訟、保険、分析、試験、加工等を専ら行う経費とします。 必要に応じて、見積書(原則3社以上、該当する役務を1社しか扱っていない場合を除く。)を添付することとします。
印刷製本費	本事業を実施するため必要なパンフレット等のPR資料、レシピ、アンケート用紙等の印刷、ポスターや報告書等の作成を行うために必要な経費とします。

	<p>ブランドマークシールやラベルの作成・印刷に要する経費を含みます。</p> <p>必要に応じて、見積書（原則3社以上、該当する印刷製本を1社しか扱っていない場合を除く。）を添付することとします。</p>
消耗品費	<p>本事業を実施するため必要な各種事務用品、試食用資材（紙皿、楊枝、調味料等）・包装資材等の消耗資材・用具、販売実証等に用いる試食用食材等の原材料費（食材費、木材費含む。）、車両燃料等の購入に必要な経費とします。</p> <p>必要に応じて、見積書（原則3社以上、該当する消耗品を1社しか扱っていない場合を除く。）を添付することとします。</p>
機器・備品費	<p>本事業を実施するために直接必要な機器、備品の経費とします（本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fi ルーター、プリンター、デジタルカメラ等）を除く。）。リース、レンタルを行うことが困難な場合に限ります。</p> <p>取得費用が50万円以上の備品については、見積書（原則3社以上、該当する備品を1社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付することとします。</p> <p>当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理に関する契約を締結することとします。</p>
借上げ費	<p>本事業を実施するために直接必要な物件、機器、備品の借上経費とします。汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fi ルーター、プリンター、デジタルカメラ等）である場合は、本事業の実施のみに使用するよう明確に管理することとします。</p> <p>リース期間中にやむを得ずリース契約を解約することとなった場合は、未経過期間に係る助成金の全部又は一部を国に返還するものとします。</p> <p>必要に応じて、見積書（原則3社以上、該当する借り上げを1社しか扱っていない場合を除く。）を添付することとします。</p>
委託費	本事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とします。
団体構成員が認証等を取得するために必要な経費を補助する経費	第4の2（2）の規定に基づき、団体構成員が認証等を取得するために必要な、各種認証等の審査・登録費、旅費、役務費、委託費、通信運搬費、消耗品費等とします。
その他	行政手続等に係る経費、文献・資料等購入費、通信費運搬費（郵送費、資料等の運搬費等）、据え付け費、送金手数料等の雑費など他の費目に該当しない経費で、事業を実施するために必要なものとします。

別添

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別記様式1（第9の1（1）関係）

番 号
年 月 日

株式会社ぐるなび 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業交付申請書

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、品目団体輸出力強化緊急支援事業実施規程（令和8年1月28日株式会社ぐるなび）第9の1（1）の規定に基づき、〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

「事業実施計画のとおり」

II 事業の内容及び計画

「事業実施計画のとおり」

III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
品目団体輸出力強化緊急支援事業	円	円	円	
1 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出国・地域の開拓に向けた市場調査及び課題解決に向けた実証等				
2 輸出促進のための規格策定や事業者の水平連携に向けた体制整備等 （1）業界統一規格の策定や国				

内事業者の水平連携に向けた体制整備等 (2) 業界統一規格等の現場導入に向けた認証取得等支援				
3 海外におけるジャパンプランの確立・販路開拓活動				
4 任意のチェックオフ制度の導入に向けた体制整備・運用				
5 品目団体の機能強化のための専門家・コンサルタント等による支援				
6 ジェトロ・JFOODOと連携した商流の開拓支援				
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

IV 補助事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

V 添付書類

- 1 事業実施主体の定款（定款のない団体にあっては、これに準ずるもの）
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるもの）

(注1) 添付書類のうち、事業実施計画の添付書類として提出したものは、添付を省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 上記1・2の添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可

能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式2（第9の1（1）関係）

番 号
年 月 日

株式会社ぐるなび 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業実施計画の提出について

品目団体輸出力強化緊急支援事業実施規程（令和8年1月28日株式会社ぐるなび）第9の1（1）の規定に基づき、関係書類を添えて、提出する。

(注) 1 関係書類として別添を添付すること。

2 事業実施状況報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

(別添1)

注：添付資料が公募時に既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

1 事業実施主体の概要

(1) 実施規程第3の1(1)の認定品目団体である場合

ア 事業担当者の連絡先

① 役職名及び氏名（注：ふりがなを付すこと）

② 電話番号

③ メールアドレス（必須）

イ 添付書類

以下の資料を添付すること。

① 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程

公募時に既に提出しているため添付省略

② 直前3か年分の決算（事業）報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料（なお、決算報告書並びに財務状況に関する資料については、補助金収入がある場合、会費等の自己財源の額及び種類と収入全体に占める割合が分かるようすること。ただし、設立1年以内の団体であって財務状況に関する資料がない場合は、財務状況資料の代替として、会費等自己財源に関する規定等と、会計規則等を提出すること。）

公募時に既に提出しているため添付省略

資料名：

③ 当該事業年度の事業計画及び收支予算（ただし、設立1年以内の団体であって財務状況に関する資料がない場合は、財務状況資料の代替として、会費等自己財源に関する規定等と、会計規則等を添付すること）

公募時に既に提出しているため添付省略

資料名：

(2) 実施規程第3の1 (2) の団体である場合

ア 事業実施主体の設立年月日（西暦）

イ 事業担当者の連絡先

① 役職名及び氏名（注：ふりがなを付すこと）

② 電話番号

③ メールアドレス（必須）

ウ 認定品目団体への認定申請時期と品目

① 認定申請の時期

既に申請済み（●月●日付け）

まだ申請していない（●年●月申請予定）

② 認定申請済みの品目または予定の品目（以下「認定申請品目」という。）

（注1）複数の品目を対象とする場合は、対象をすべて記載すること。またその場合、複数の品目を対象とすることが合理的であると考えられる理由を記載すること。

（理由： ）

（注2）認定申請品目は、以下を満たす必要がある。

- ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産物・地域の活力創造本部決定）に定める輸出重点品目に含まれていること。
- ・既に認定を受けた他の認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類ではないこと。

エ 認定申請品目における輸出促進法第43条第2項に規定する業務の実施状況

業務実施が確認できる書類（業務規程等）を添付し、その記載箇所を記述すること。

根拠資料名：

公募時に既に提出しているため添付省略

① 認定申請品目の輸出を促進するために必要な、輸出先国の市場、輸入条件等の調査又は研究に関する業務

根拠資料における記載箇所：

② 見本市や商談会への参加、認定申請品目の広報宣伝等、輸出先国における認定申請品目の需要の開拓に関する業務

根拠資料における記載箇所：

③ 認定申請品目の輸出に取り組む者に対する必要な情報提供及び助言に関する業務

根拠資料における記載箇所：

才 法人格の取得状況

該当するものにチェックを付すこと。なお、法人格を取得予定の場合、現在の検討状況と取得予定時期を記載すること。

法人である

法人格を取得予定

(状況)

記載例：法人化に向け、準備部会を立ち上げ、●●や●●等について検討しており、令和●年●月頃法人化する予定である。)

カ オールジャパンの取組を実施できる体制の確立状況

構成員の輸出額又は輸出量が、認定申請品目の輸出額又は輸出量の相当程度を占めている等、認定申請品目についてのオールジャパンの活動体制が確立されていることを説明すること。適宜、補足資料を添付すること。

記載例 1：○○（←認定申請品目）について、構成員の輸出額が日本の輸出額の○%を占めている。（○年の構成員の輸出額○円、日本の輸出額）

記載例 2：輸出産地リストに掲載されている者のうち○者が団体の構成員となっている。（輸出産地リスト掲載産地・事業者数：○産地・事業者、そのうち団体の構成員になっている数：○産地・事業者）

補足資料名（ある場合記載）：

公募時に既に提出しているため添付省略

キ 生産から販売に至る幅広い関係者との緊密な連携体制の確保状況

該当するものにチェックを付すこと。該当状況の根拠となる資料（構成員の名簿等）を添付すること。

認定申請品目について、生産から販売に至る一連の行程における事業者が構成員（孫構成員も含む）に含まれている

根拠資料：

公募時に既に提出しているため添付省略

認定申請品目について、生産から販売に至る一連の行程のうち一部の行程における事業者が構成員に含まれていないが、当該行程における事業者の意見を聴く体制としている

根拠資料：

公募時に既に提出しているため添付省略

ク 認定申請品目に関する中期計画の策定

該当するものにチェックを付すこと。中期計画を有している場合、中期計画を添付すること。

輸出拡大実行戦略を踏まえた中期計画を有している

添付資料：○○に関する輸出拡大戦略（●月●日策定）

公募時に既に提出しているため添付省略

輸出拡大実行戦略を踏まえた中期計画を本事業の実施期間内に策定する

ケ 輸出促進業務を実施するために必要な自己財源の確保に向けた方針

該当するものにチェックを付すこと。方針を有している場合、内容を記載する又は根拠資料を添付すること。

輸出促進業務を実施するために必要な自己財源の確保に向けた方針を有している
(方針の内容)

根拠資料（ある場合記載）：

公募時に既に提出しているため添付省略

輸出促進業務を実施するために必要な自己財源の確保に向けた方針を本事業の実施期間内に策定する

コ 輸出促進業務の対象

輸出促進業務の対象が、特定の地域で生産、製造、加工された農林水産物又は食品に限定されていない根拠を以下に記載し、根拠となる資料を添付すること

（記載例）・・・・しないことを●●に関する業務規程の第●条第●号で規

定。

根拠資料（ある場合記載）：

- 公募時に既に提出しているため添付省略

サ 団体への加入

合理的な理由なく加入を拒否する等、不当な差別的取扱いをする加入要件を設けていない根拠を以下に記載し、根拠となる資料を添付すること

記載例：会員の加入要件は・・・・であり、不当な差別的要件を設けていない。

根拠資料：●●に関する定款の第●条第●号

- 公募時に既に提出しているため添付省略

シ 添付書類

以下の資料を添付すること。

- ① 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程
 公募時に既に提出しているため添付省略

- ② 直前3か年分の決算（事業）報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料（なお、決算報告書並びに財務状況に関する資料については、補助金収入がある場合、会費等の自己財源の額及び種類と収入全体に占める割合が分かるようすること。ただし、設立1年以内の団体であって財務状況に関する資料がない場合は、財務状況資料の代替として、会費等自己財源に関する規定等と、会計規則等を提出すること。）

資料名：

- 公募時に既に提出しているため添付省略

- ③ 当該事業年度の事業計画及び收支予算（ただし、設立1年以内の団体であって財務状況に関する資料がない場合は、財務状況資料の代替として、会費等自己財源に関する規定等と、会計規則等を添付すること）

資料名：

- 公募時に既に提出しているため添付省略

(3) 実施規程第3の1 (3) の特認団体である場合

ア 事業担当者の連絡先

① 役職名及び氏名 (注: ふりがなを付すこと)

② 電話番号

③ メールアドレス (必須)

2 事業の対象品目と目的

事業の対象とする品目と輸出に当たっての実績や取組の背景となる課題等具体的な事業目的を記載すること。

(1) 事業の対象品目

(2) 事業の目的

(3) 事業の主な対象国

3 成果目標

実施規程第8を参照の上、目標を設定すること。なお、取組ごとの目標を設定する場合、「4 事業の内容」の全ての取組の「取組ごとの成果目標」の欄に記載することで本項目の記載を省略することができる。

輸出額、輸出量、輸出額増加割合又は輸出量増加割合

輸出額、輸出量、輸出額増加割合又は輸出量増加割合のいずれかについて品目ごとに目標を設定する。国・地域別に設定することも可能とする。目標年は原則2030年とする。目標・現状値については、構成員企業からの聞き取り数値や財務省の貿易統計等根拠を記載すること。

		品目 : ●● (国・地域 : ●●)	数値の根拠
輸出額 (千円)	現状値 (年)	千円	構成員からの聞き取り、貿易統計、輸出拡大実行戦略又はその他の根拠（具体的に記載）
	目標値 (2030年)	千円	
輸出量 (t)	現状値 (年)	t	
	目標値 (2030年)	t	
輸出額増加割合	現状値 (年)	千円	
	目標値 (2030年)	%	
輸出量増加割合	現状値 (年)	t	

	目標値 (2030年)	%	
目標年を2030年以外とした理由			

※必要に応じて欄を追加すること。

※記載内容を満たすことができれば別葉とすることも可。

4 事業の内容

選択した事業メニューごとに、具体的な取組内容（実施する品目が複数ある場合は品目名も明記すること）、実施体制、スケジュール等を記載するとともに、過去に本事業を活用して類似の取組を実施している場合には、それらの取組との変更点等を明確に記載すること。また、実施する取組数に応じて適宜欄を追加すること。

また、記載例や不要な事業メニューは適宜削除すること。

1 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出国・地域の開拓に向けた市場調査及び課題解決に向けた実証等

(取組内容)

取組番号	項目 (実施国・ 地域が明確 な場合は記 載するこ と)	対象 国 ・ 地 域	具体的な内容 (実施目的、方法、概要(対象、結果の活用方法)等)	取組ごとの成果目標	通商環境の変化に 迅速に対応するも の
記載例	腐敗防止技 術の実証	A 国	輸送時に腐敗が発生することを防ぐため、実証を行う。梱包材・輸送時間など複数の条件を設定し現地到着時の腐敗状況を比較。結果について検討会を開催。	会員を対象とした成果報告書に 関するアンケート調査を行い、 6割以上が「有意義な結果であ った」と評価すること。	
1					
2					
3					

(実施体制)

事業担当ごとの氏名及び役割、参加者・参加人数、委託する場合の委託先との関係を図表等により記載

(スケジュール)

取組番号	具体的なスケジュール (取組の始期・終期だけでなく、いつどこで何をするか詳細を記入)
1	
2	
3	

※取組番号は、(取組内容)で記載の番号と一致させること。

2 輸出促進のための規格策定や事業者の水平連携に向けた体制整備等

(取組内容)

取組番号	項目 (実施国・ 地域が明確 な場合は記 載するこ と)	対象 国・ 地域	具体的な内容 (実施目的、方法、概要(対象、結果の活用方法)等)	取組ごとの成果目標	通商環境の変化に 迅速に対応するも の

記載例	産地リレー出荷に向けた検討会の実施	A国	A国からのニーズに対応するため産地リレーで出荷できるよう検討会を開催。検討会でA国バイヤーの声を直接聞き、出荷可能時期・数量の調整等を行い、実際に産地リレーできるようにする。 ○年内にリレー出荷開始予定。	検討会を実施し、来年度からリレー出荷を行なえる体制を構築する。	
1					
2					
3					

(注) 補助対象経費のうち、補助率が2分の1以内のものを含む取組を行う場合は、自己負担分の資金について、その調達方法を記載すること。

(実施体制)

事業担当ごとの氏名及び役割、参加者・参加人数、委託する場合の委託先との関係を図表等により記載

(スケジュール)

取組番号	具体的なスケジュール (取組の始期・終期だけでなく、いつどこで何をするか詳細を記入)
1	

2	
3	

※取組番号は、(取組内容)で記載の番号と一致させること。

3 海外におけるジャパンブランドの確立・販路開拓活動

(取組内容)

取組番号	項目 (実施国・ 地域が明確 な場合は記 載するこ と)	対象国 ・ 地域	具体的な内容 (実施目的、方法、概要(対象、結果の活用方法)等)	取組ごとの成果目標	通商環境の変化に 迅速に対応するも の
記載例	日本製品の 差別化に向 けた他国製 品との比 較調査	A 国 、 B 国	日本製品の優位性を示すため、A国とB国の製品との違いを成分分析し、調査結果を取りまとめる。日本の調査会社に依頼し、○○について分析し、日本製品の優位性をアピールするパンフレットを作成し、A国・B国で配布。	日本製品の成分的優位性・特長を分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、A国及びB国のバイヤーに対して100部以上配布する。	○
1					
2					

3					
---	--	--	--	--	--

(実施体制)

事業担当ごとの氏名及び役割、参加者・参加人数、委託する場合の委託先との関係を図表等により記載

(スケジュール)

取組番号	具体的なスケジュール (取組の始期・終期だけでなく、いつどこで何をするか詳細を記入)
1	
2	
3	

※取組番号は、(取組内容)で記載の番号と一致させること。

4 任意のチェックオフ制度の導入に向けた体制整備・運用

(取組内容)

取組番号	項目 (実施国・ 地域が明確 な場合は記 載するこ と)	対象国 ・ 地域	具体的な内容 (実施目的、方法、概要(対象、結果の活用方法)等)	取組ごとの成果目標	通商環境の変化に 迅速に対応するも の
記載例	任意のチェックオフ制度に関する検討会・説明会開催	国内	任意のチェックオフ制度の業界導入に関する検討会を開催し、導入により見込まれる効果、参加者へのメリットを見える化するとともに、集金方法や管理体制等も検討。 検討会案で主産地ごとに計〇回、会員向け説明会を行い、任意のチェックオフ制度の導入について会員の意見を踏まえ、検討会で再度案の見直しを行う。	チェックオフ制度に関する素案を作成する。	
1					
2					
3					

(実施体制)

事業担当ごとの氏名及び役割、参加者・参加人数、委託する場合の委託先との関係を図表等により記載

(スケジュール)

取組番号	具体的なスケジュール (取組の始期・終期だけでなく、いつどこで何をするか詳細を記入)
------	---

1	
2	
3	

※取組番号は、（取組内容）で記載の番号と一致させること。

5 品目団体の機能強化のための専門家・コンサルタント等による支援

（取組内容）

取組番号	項目 (実施国・ 地域が明確 な場合は記 載するこ と)	対象国 ・ 地域	具体的な内容 (実施目的、方法、概要（対象、結果の活用方法）等)	取組ごとの成果目標	通商環境の変化に 迅速に対応するも の
記載例	外部アドバイザー活用 による企画立案・戦略性強化	国内	企画立案力および戦略性を強化するため、マーケティング、ブランディング等に精通した外部アドバイザーを招へいする。専門的な視点を取り入れることで事業計画の質を向上させるとともに、関係事業者との打合せに参加してもらい、客観的かつ専門的観点から事業内容の妥当性や改善点について助言を得ることで、各種事業の実効性を高める。	外部アドバイザーの助言を活用することで、事務局の企画立案に要する作業時間について、昨年度比10%以上の削減を図る。	
1					

2					
3					

(実施体制)

事業担当ごとの氏名及び役割、参加者・参加人数、委託する場合の委託先との関係を図表等により記載

(スケジュール)

取組番号	具体的なスケジュール (取組の始期・終期だけでなく、いつどこで何をするか詳細を記入)
1	
2	
3	

※取組番号は、(取組内容)で記載の番号と一致させること。

6 ジェトロ・JFOODOと連携した商流の開拓支援

(取組内容)

取組番号	項目 (実施国・ 地域が明確 な場合は記 載するこ と)	対 象 国 ・ 地 域	具体的な内容 (実施目的、方法、概要(対象、結果の活用方法)等)	取組ごとの成果目標	通商環境の変化に 迅速に対応するも の
記載例	ジェトロ・ JFOODOとの 連動による 効果的なプ ロモーションの実施	A 国	JFOODOが、B to Bマッチングをした事業者と取引がある外食店等において、現地シェフ向けのセミナー等のエデュケーションも行いつつ、現地の嗜好やライフスタイルに合わせたレストランプロモーション等を実施。	セミナー後の商談会において、日本産食材の成約額を合計5,000万円以上確保するとともに、日本産食材を使用したメニューを800食以上提供してもらう。	○
1					
2					
3					

(実施体制)

事業担当ごとの氏名及び役割、参加者・参加人数、委託する場合の委託先との関係を図表等により記載

(スケジュール)

取組番号	具体的なスケジュール (取組の始期・終期だけでなく、いつどこで何をするか詳細を記入)
1	
2	
3	

※取組番号は、(取組内容)で記載の番号と一致させること。

5 事業の完了予定年月日

令和 年 月 日

6 特記事項

添付するよう指示がある資料（別添2「環境負荷低減のチェックシート」等）の他、必要に応じて資料を添付すること。

7 積算内訳（実績報告の際には「経費内訳」とする。）

別添Excelの様式を使うこと。

別記様式3（第9の1（5）関係）

番 号
年 月 日

株式会社ぐるなび 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

(別添)

取組内容	事業費（円）	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

注：「事業費」欄は、総事業費（税込）とする。

別記様式4（第9の1（7）関係）

番 号
年 月 日

株式会社ぐるなび 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業交付申請取下書

令和〇年度の事業について、下記のとおり交付申請を取り下げたいので、品目団体輸出力強化緊急支援事業実施規程（令和8年1月28日株式会社ぐるなび）第9の1（7）の規定に基づき申請する。

記

1 補助事業の交付申請を取り下げる理由

2 特記事項

別記様式5（第9の3関係）

年 月 日

事業実施主体 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

契約に係る指名停止等に関する申立書

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式6（第9の4関係）

番号
年月日

株式会社ぐるなび 殿

所 在 地
團 体 名
代表者氏名

令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業計画変更承認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、品目団体輸出力強化緊急支援事業実施規程（令和8年1月28日株式会社ぐるなび）第9の4の規定に基づき申請する。

記

(変更の理由)

A horizontal row of ten empty circles, evenly spaced from left to right.

(中止、廃止の理由)

A horizontal row of ten empty circles, evenly spaced, used as a visual element.

- (注) 1 修正した事業実施計画（別記様式2の別添1）を添付すること。

2 事業実施計画の中止又は廃止の承認申請の場合には、上記「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「第9の4」を「第9の5」とすること。

3 変更の場合には、事業の変更の理由を記載し、提出した事業実施計画からの事業の内容等の変更点がわかるようにすること（変更箇所に下線を引く又は変更箇所を赤字にする等）。

4 事業実施計画の中止又は廃止の場合には、中止又は廃止の理由を記載すること。

別記様式7（第9の7関係）

番号
年月日

株式会社ぐるなび 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業概算払請求書

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、品目団体輸出力強化緊急支援事業実施規程（令和8年1月28日株式会社ぐるなび）第9の7の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

区分	総事業費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告	(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定期月日	備考
			金額	出来高		〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日現在の予定期出来高	金額		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注1) 「区分」の欄には、別記様式1の記の「III 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

(注2) 下線部は、第9の8ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

(注3) 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付

すること。

(注4) 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式8（第9の8関係）

番 号
年 月 日

株式会社ぐるなび 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業遂行状況報告書

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、品目団体輸出力強化緊急支援事業実施規程（令和8年1月28日株式会社ぐるなび）第9の8の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		令和〇年〇月〇日までに完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日		
	円	円	%	円			

(注1) 区分の欄には、別記様式1の記の「III 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

(注2) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式9（第9の9関係）

番 号
年 月 日

株式会社ぐるなび 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業実績報告書

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い下記のとおり実施したので、品目団体輸出力強化緊急支援事業実施規程（令和8年1月28日株式会社ぐるなび）第9の9の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

3 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した経費 (A) + (B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合計				

（注1） 区分の欄には、別記様式1の記の「III 経費の配分及び負担区分」に記載された事項を記載すること。

（注2） 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合に

は「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄には、別記様式1の記の「III 経費の配分及び負担区分」に記載された事項を記載すること。

6 添付書類

- (注1) この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- (注2) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- (注3) 添付書類については、事業実施状況報告書、事業の一環として作成した報告書、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式10（第9の9関係）

番 号
年 月 日

株式会社ぐるなび 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業の消費税仕入控除税額報告書

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって交付決定の通知があった農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金について、品目団体輸出力強化緊急支援事業実施規程（令和8年1月28日株式会社ぐるなび）第9の9の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額	金	円
（令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号による額の確定通知額）		
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に

規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式11（第9の9関係）

番 号
年 月 日

株式会社ぐるなび 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業年度終了実績報告書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、品目団体輸出力強化緊急支援事業実施規程（令和8年1月28日株式会社ぐるなび）第9の9の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費(A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分							
合計							

(注1) 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする
(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)

(注2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

(注3) 繰越しに際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越しに係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式12（第9の11関係）

番 号
年 月 日

株式会社ぐるなび 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業に係る事業成果の報告について

品目団体輸出力強化緊急支援事業実施規程（令和8年1月28日株式会社ぐるなび）
第9の11の規定に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注） 関係書類として別添を添付すること。

(別添)

1 事業担当者の連絡先

① 役職名及び氏名（注：ふりがなを付すこと）

② 電話番号

③ メールアドレス（必須）

2 成果目標及び実績等

(1) 対象国又は地域

(2) 事業対象品目

(3) 目標及び実績

事業実施計画で設定した目標に対して、実績を記載する。

輸出額、輸出量、輸出額増加割合又は輸出量増加割合

		品目： (国・地域：)	品目： (国・地域：)	品目： (国・地域：)
輸出額 (千円)	基準値 (年)	千円	千円	千円
	実績値 (年)	千円	千円	千円
	実績値 (年)	千円	千円	千円
	実績値 (年)	千円	千円	千円
	実績値 (年)	千円	千円	千円
	目標値 (2030年)	千円	千円	千円
輸出量 (t)	基準値 (年)	t	t	t
	実績値 (年)	t	t	t

	実績値 (　年)	t	t	t
	実績値 (　年)	t	t	t
	実績値 (　年)	t	t	t
	目標値 (2030年)			
輸出額増 加割合	基準値 (　年)			
	実績値 (　年)			
	目標値 (2030年)			
輸出量増 加割合	基準値 (　年)			
	実績値 (　年)			
	目標値 (2030年)			

※必要に応じて欄を追加すること。

※基準値は、事業実施計画の現状値とする。

3 活動成果の報告

※当該報告に係る年における活動内容を、本事業の事業メニューに分類し具体的に記載すること。事業メニューに分類できない取組の場合は「その他」等の項目欄を追加し記載すること。

※事業実施状況報告を行った年は、記載を省略することができる。

※実施する取組数に応じて適宜欄を追加すること。

事業メニュー	取組番号	項目	取組ごとに目標を設定していた場合、内容を記載	当該年度の実施内容 (本事業で実施した取組を継続又は活用して実施した内容を記載、また、取組ごとに目標を設定していた場合、その達成状況)	取組ごとに目標を設定していた場合、目標は完全に達成されたか
1 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出国・地域の開拓に向けた市場調査及び課題解決に向けた実証等	記載例	腐敗防止技術の実証	会員を対象とした成果報告書に関するアンケート調査を行い、6割以上が「有意義な結果であった」と評価すること。	輸送時における腐敗発生の防止を目的として、5月から7月にかけて、A国向けの輸送ルートを活用した実証を計3回実施した。梱包材の種類や輸送時間等の複数条件を設定し、現地到着時の腐敗状況について比較・検証を行った。実証結果については、外部有識者を交えた検討会を開催するとともに取りまとめを行い、会員向けメールマガジンにより共有した。あわせて、会員を対象に成果報告書に関するアンケート調査を実施したところ、有効回答のうち約8割が「有意義な結果であった」と回答し、約3割の会員が「新たにA国向け輸出に取り組みたい」と回答した。	○
	1				
	2				

	3				
2 輸出促進のための規格策定や事業者の水平連携に向けた体制整備等	記載例	産地リレー出荷に向けた検討会の実施	検討会を実施し、来年度からリレー出荷を行なえる体制を構築する。	A国からのニーズに対応するため、産地リレーによる出荷に向けた検討会を開催した。検討会にはA国バイヤーが参加し、現地ニーズについて直接意見交換を行うとともに、関係産地間で出荷可能時期及び数量等の調整を行った。その結果、産地B、産地C、産地Dから合計30名の生産者が参加を表明し、産地リレーによる安定的な出荷体制が構築された。本年7月からリレー出荷が開始される予定である。	○
	1				
	2				
	3				
3 海外におけるジャパンブランドの確立・販路開拓活動	記載例	日本産品の差別化に向けた他国産製品との比較調査	日本産品の成分的優位性・特長を分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、A国及びB国のバイヤーに対して100部以上配布する。	日本産品の優位性を示すため、調査会社に委託し、A国及びB国産品との比較を目的とした成分分析を実施した。その結果、○○等の成分については日本産品と外国産品との間に有意な差は認められなかつた。分析結果については取りまとめの上、会員向けメールマガジンにより共有した。あわせて、成分面での差異が確認されなかつたことを踏まえ、次年度以降は、品質管理体制、安定供給、ストーリー性等の非価格・非成分要素を中心に訴求していく方向性を整理した。日本産品の成分的優位性・特長を分かりやすくまとめたパンフレットの作製は行わなかつた。	×
	1				

	2				
	3				
4 任意のチェックオフ制度の導入に向けた体制整備・運用	記載例	任意のチェックオフに関する検討会・説明会開催	チェックオフ制度に関する素案を作成する。	チェックオフ制度の導入に向け、外部有識者を交えた検討会を開催し、制度導入により想定される効果や参加者にとってのメリットについて整理するとともに、集金方法や管理体制等の制度設計を行った。あわせて計6回の会員向け説明会を開催し、制度導入に関する会員の意見や懸念点を把握した。これらの意見を踏まえ、再度検討会において制度案の見直しを行った。制度の導入時期は未定であるが、導入に関する会員の意思調査を行ったところ、3割が賛成、7割が反対であった。また、反対した人のうち、2割が「制度が導入された場合、団体を退会する」と回答した。	○
	1				
	2				
5 品目団体の機能強化のための専門家・コンサルタント等による支援 等	記載例	外部アドバイザー活用による企画立案・戦略性強化	外部アドバイザーの助言を活用することで、事務局の企画立案に要する作業時間について、昨年度比10%以上の削減を図る。	外部アドバイザーを招へいし、企画立案段階から助言を得ながら昨年度の事業の振り返り、来年度の事業計画の検討等を行った。これにより、企画の方向性や検討事項の整理が効率的に進み、事務局内での試行錯誤や手戻りが減少した。その結果、企画書作成や関係者調整等に要する時間が昨年度と比較して約15%削減され、企画立案に係る業務の効率化が図られた。	○
	1				

	2				
	3				
6 ジェット ロ・JFOODO と連携した 商流の開拓 支援	記 載 例	ジェットロ・ JFOODOとの連 動による効果 的なプロモー ションの実施	セミナー後の商談会において、 日本産食材の成約額を合計5,000 万円以上確保するとともに、日 本産食材を使用したメニューを 800食以上提供してもらう。	JFOODOと連携し、A国の外食店等において、現地シェフを対象と したセミナーを実施した。セミナーには、計10店舗・13名のシェ フが参加した。セミナーでは、日本産食材の特長や取扱方法に加 え、現地の嗜好やメニュー構成を踏まえた活用方法について説明 を行い、実演や試食を交えた情報提供を実施した。 セミナー終了後は、参加店舗に対し、食材の試験導入やメニュ 化に向けた個別のフォローアップを行った。その結果、10件の商 談が成立し、成約額は約8000万円となった。また、日本産食材を 使用したメニューが約1,200食提供された。	○
	1				
	2				
	3				

※本事業による成果物（調査報告書、ロゴマーク、PR資材等）について、添付すること。（様式任意）

4 評価（目標年度のみ記載すること）

(1) 目標達成率

（注）事業実施年の目標数量に対する実績数量の比率を記載すること。

(2) 目標達成率の背景（要因分析）

（注）商談会における商談件数、成約件数などを定量的に盛り込み、輸出の課題に対する結果など事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。

また、目標数量を達成できなかった場合についてもその要因を詳細に分析すること。

5 次年度以降の活動方針（目標年度のみ記載すること）

（注）上記分析を踏まえた次年度以降の活動方針について具体的に記載すること。

別記様式13（第12の1関係）

番 号
年 月 日

株式会社ぐるなび 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度品目団体輸出力強化緊急支援事業に係る収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった品目団体輸出力強化緊急支援事業に関する令和〇年度の収益の状況について、品目団体輸出力強化緊急支援事業実施規程（令和8年1月28日株式会社ぐるなび）第12の1の規定に基づき、以下のとおり報告する。

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定 | 円 |
| 5 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

別記様式14（第13の3関係）

財産管理台帳

事業実施主体名

事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名							処分の状況		摘要	
事業種類	事業の内容				工 期		経 費 の 区 分			処分制限期間		処分の状況		
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負 担 区 分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
							円	円	円	円				
	計													
	計													
	計													
合 計														

(注1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

(注2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

(注3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

(注4) この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。